

令和4年度第1回
朝霞市障害者自立支援協議会議事録

令和4年7月22日

障害福祉課

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年度第1回朝霞市障害者自立支援協議会	
開 催 日 時	令和4年7月22日（金） 午前10時00分から 午前11時25分まで	
開 催 場 所	朝霞市中央公民館・コミュニティセンター 1階集会室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 会長による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 1人	

令和4年度第1回

朝霞市障害者自立支援協議会

令和4年7月22日(金)
午前10時00分から
午前11時25分まで
朝霞市中央公民館・コミュニティセンター
1階集会室

1 開 会

2 議 題

- (1) 会長・副会長の選出について
- (2) 専門部会委員の指名について
- (3) 第5次朝霞市障害者プラン及び第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画の進捗状況の報告
- (4) 朝霞市障害者自立支援協議会専門部会について
- (5) 地域生活支援拠点等事業について
- (6) 今年度のスケジュールについて
- (7) その他

3 閉 会

出席委員(16人)

会 長	東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科教授	是 枝 喜代治
副 会 長	栗山司法行政事務所所長	栗 山 昇
委 員	特定非営利活動法人キラキラ代表理事	齋 藤 和 美
委 員	みつばすみれ学園障害児等計画相談支援センター相談支援専門員	野 原 絵里子
委 員	(株) SHUHARI (元気キッズ)	中 村 敏 也
委 員	あさか向陽園	盛 志 帆
委 員	ウェルビー朝霞台駅前センターサービス管理責任者	出 井 誉 浩
委 員	埼玉県朝霞保健所保健予防推進担当部長	斉 藤 富美代
委 員	あさか台メンタルクリニック所長	木 村 淑 恵
委 員	くろめがわ訪問看護ステーション管理者	角 野 修 治

委	員	和光南特別支援学校進路指導主事	角 田 俊 之
委	員	朝霞公共職業安定所統括職業指導官	小 森 孝 広
委	員	朝霞市商工会理事	内 田 達 也
委	員	特定非営利活動法人朝霞市中心身障害児・者を守る会会員	中 村 眞喜子
委	員	特定非営利活動法人朝霞市つばさ会副代表	本 橋 操
委	員	朝霞市医療的ケア児の支援を考える会会長	中 田 陽 代

欠席委員（4人）

委	員	社会福祉法人愛隣館（グループホームつぐみ）管理者	江 川 和 宣
委	員	放課後等デイサービスまいまい主任児童指導員	戸 倉 美 砂
委	員	すぎたこどもクリニック院長	杉 田 正 興
委	員	和光特別支援学校教務主任	山 田 類

事	務	局	福祉部次長兼障害福祉課長	濱 浩 一
事	務	局	障害福祉課主幹兼課長補佐	佐 甲 文 子
事	務	局	障害福祉課障害福祉係長	渡 邊 純 一
事	務	局	障害福祉課障害福祉係主事	山 内 謙 太
事	務	局	障害福祉課障害福祉係主事補	堂ノ前 直 也

会議資料

- ・ 次第
- ・ 朝霞市障害者自立支援協議会委員名簿
- ・ 朝霞市障害者自立支援協議会専門部会（医療的ケア児部会）委員名簿（案）
- ・ 朝霞市障害者自立支援協議会専門部会（地域生活支援拠点部会）委員名簿（案）
- ・ 朝霞市障害者自立支援協議会専門部会（権利擁護部会）委員名簿（案）
- ・ 朝霞市障害者自立支援協議会専門部会（精神包括ケア部会）委員名簿（案）
- ・ 朝霞市障害者自立支援協議会条例
- ・ 朝霞市障害者自立支援協議会専門部会運営要綱
- ・ 資料 1 第 6 期障害福祉計画進行管理シート（活動指標） 2021～2023
- ・ 資料 2 - 1 障害者自立支援協議会について
- ・ 資料 2 - 2 令和 3 年度朝霞市障害者自立支援協議会専門部会の報告

- ・資料2-3 R4(2022)年度 障害者自立支援協議会の課題等
- ・資料3 朝霞市地域生活支援拠点等事業について
- ・資料3-2 朝霞市地域生活支援拠点事業所一覧
- ・資料4 R4年度 朝霞市障害者自立支援協議会スケジュール(案)

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

○事務局・山内主事

皆様、おはようございます。

本日は、御多忙中のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので令和4年度第1回朝霞市障害者自立支援協議会を開催いたします。

私は、司会進行をさせていただきます、障害福祉課の山内でございます。よろしくお願いいたします。

本日は委員20人中16人の出席をいただいております、朝霞市自立支援協議会条例第8条における、会議成立定足数の過半数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

次に、本協議会の傍聴についてお諮りいたします。

本協議会は、原則として、会議公開の立場をとっております。傍聴人がいらっしゃった際には、随時、入室を許可しますが、よろしいでしょうか。

（異議なし、の声）

御異議がないようですので、傍聴人がいるようでしたら入室させていただきます。

○事務局・堂ノ前主事補

傍聴人の方、1人いらっしゃいますので、入室させていただきます。

○事務局・山内主事

本日は、感染症予防の観点から、時間短縮が図れるよう進行してまいりますので、御協力をお願いいたします。

なお、委員皆様の委嘱書につきましては、机上配付とさせていただきましたので、御確認いただきますようお願いいたします。

なお、委嘱の切替えが7月だと、年度前半の会議日程が厳しくなってしまうため、今回は委嘱期間を再来年の令和6年の4月末日までとさせていただきましたので、御了承ください。

また、近年では庁内他課の業務や取組に関連する協議内容も多いことから、障害福祉施策の充実に向けた幅広い議論を行うため、可能な範囲にはなりますが、関連する他課の職員が専門部会に出席してもらえよう準備をしています。

このことと併せて、社会福祉協議会の方、はあとびあの方に関しましては、市の委託相談を受けている立場での委員でしたので、今後は必要に応じて事務局として出席してもらえるとよろしいかと思っております。そのため今回の任期から、条例に定める「相談支援事業者」として、キラキラ

朝霞とみつばすみれ学園の方をお願いすることとしました。

それでは、今年度から新しく委嘱させていただいた方もいらっしゃいますので、委員の皆様簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。こちら次第の次に、ホチキス留めの名簿がございますので、その順番に齋藤委員からお願いいたします。

○齋藤（和）委員

引き続き、委員の方を継続させていただきますNPO法人キラキラの齋藤と申します。

NPO法人キラキラとしましては、相談支援事業所と自立支援援助、生活サポートの方と、志木でグループホームの方を運営しております。よろしくお願いいたします。

○野原委員

みつばすみれ学園相談支援センターの野原絵里子と申します。よろしくお願いいたします。

当事業所では主にみつばすみれ学園のお子様の計画を中心に行っておりますが、数少ないですが大人の方の計画も行っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○中村（敏）委員

株式会社SHUHARI、保育園、児童発達支援元気キッズの中村です。

今年6月に朝霞市の児童発達支援センター、元気キッズチルズというのを開設させていただきました。保育に関わらず、発達支援、相談支援等を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

○盛委員

障害者支援センターあさか向陽園の盛と申します。よろしくお願いいたします。

当委員の方は、施設入所支援と生活介護及び就労継続支援B型、それと短期入所の方の受入れを行っております。もともと身体障害に特化、立ち上げは身体障害でしたが、今は3障害受入れということで対応させていただいております。今後ともよろしくお願いいたします。

○出井委員

ウェルビー朝霞台駅前センターサービスの出井と申します。よろしくお願いいたします。

ウェルビーですけれども、2013年の9月から朝霞台の駅で開始をしております、就労移行支援と、就労定着支援のサービスを行っております。私自身、2019年度2月から朝霞台のセンターにまいりまして、そこから3年ほど勤務を行っております。3障害の方が対応になっております、現在空き状況等もございますので、何かございましたら御連絡いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○斉藤（富）委員

朝霞保健所の精神保健担当で担当部長をしております斉藤と申します。

朝霞保健所の精神担当としては、精神障害者の病院からの退院の支援、それから、地域での生活の定着の支援といったことを各市ごとに支援の体系を作っていくということを今取り組んでいます。是非、朝霞市とも一緒に組めたらなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○木村委員

あさか台メンタルクリニックの所長をしております、精神科の木村と申します。よろしくお願いいたします。

当院は、練馬区の大泉学園町にございます大泉病院のサテライトクリニックとして、2000年に開院いたしまして、今度の7月で22年目を迎えることになりました。地域の方々と連携を取りながら診療をやってまいりたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○角野委員

おはようございます。くろめがわ訪問看護ステーションで管理者と看護師を務めております、角野修治と申します。

私ども看護師の立場ですので、先生の治療が一番いい状況になるように看護師が入ってサポートをしている業務となっております。どちらかというが高齢と言いますか、入院、御退院された後の方をサポートしたり、それから、なるべく通院につなげたいなというような方をサポートさせていただいております。

○角田委員

和光南特別支援学校進路指導主事をしております、角田と申します。よろしくお願いいたします。

本校は、知的障害のある児童生徒が通う特別支援学校です。小学部1年生から高等部3年生まで約220人の児童生徒が通っております。朝霞市、和光市、新座市の一部、それから小、中学部に限っては、戸田市が学区となっております。

関係機関の皆様には、本校の児童生徒、それから卒業生、いろいろ御支援いただきましてありがとうございます。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○小森委員

朝霞公共職業安定所、ハローワーク朝霞の小森と申します。

今、ハローワークの中では担当部署が幾つかありますが、私の担当としましては、求人と専門援助部門ということで、具体的には求人の担当。障害者の職業相談、障害者の雇用の会社に対する指導・助言ですね。それから助成金などを担当しています。

ちょっと気になる助成金の話をさせていただきますと、雇用調整助成金ということで、コロナ禍

で休業させた場合にはその休業補償を、雇用保険を財源にしていきたいと思いますという仕切りの手続を取っているところなんですけれども、現状としましては、令和2年をピークに徐々に下がってきているところなのですが、まだ継続的に申請が出てきている状況です。また第7次ということで、更に期間を延長することも十分あり得るのかなと。その中で、休職者、職を探している人に関しては、雇用調整助成金が効いているせいか、休職者は増えてません。ただ、休職状態に陥った方が就職となるとですね、なかなか長期化している状況で、同じように障害のある方の就職も少し、就職活動が長期化しているような状況になっています。現状としての報告をさせていただきました。ありがとうございます。

○内田委員

皆さんおはようございます。朝霞市商工会からこの会議に参加させていただいております、内田と申します。

私たち商工会としましては、恐らく子供たちの就労体験とか、商工会に入ってる企業が、より多くの子供たちのそういう就労体験を実現できるような形を、僕らの役割があるのかなと思ってますので、お役に立てればと思います。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

○中村（眞）委員

朝霞市心身障害児・者を守る会の中村です。よろしくお願いいたします。

○本橋委員

朝霞市つばさ会の本橋と申します。

事業所は、B型施設、生活訓練、相談支援事業所と地域活動支援センターを運営しております。今3障害の御相談に乗れますけど、もともと精神障害の方の支援から始まった法人でございます。よろしくお願いいたします。

○中田委員

朝霞市医療的ケア児の支援を考える会の中田と申します。

5年ほど前から、朝霞市で医療的ケア児の未就学のお子さんを居宅訪問保育をしていただけないかというようなお話を市内ですていく活動をしたりしております。よろしくお願いいたします。

○是枝委員

東洋大学の是枝と申します。

大学の方では、障害福祉論とか権利擁護論とか、あとソーシャルワークの養成、社会福祉士の養成を担当しておりますので、その演習とか実習の授業とかを担当させていただいております。以前、朝霞キャンパスに学部があった関係がありまして、ソーシャルワークの実習指導とかでは、朝霞の関連の事業者には本当にたくさん、いろいろ実習生を受入れていただいていたので本当に有り難く思っ

ております。また引き続き、そういう学生指導などで御協力いただければなというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局・山内主事

ありがとうございました。

最後に、事務局の紹介をさせていただきます。

○事務局・濱福祉部次長兼障害福祉課長

おはようございます。朝霞市役所障害福祉課長をやっております濱と申します。よろしく願いいたします。皆様の御協力を得ながら、朝霞市民にとってより良い障害福祉サービスを作ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局・佐甲主幹

おはようございます。同じく障害福祉課の佐甲といいます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局・渡邊係長

おはようございます。同じく障害福祉課の渡邊と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局・堂ノ前主事補

おはようございます。同じく障害福祉課の堂ノ前と申します。よろしく願いいたします。

○事務局・山内主事

おはようございます。障害福祉課の山内と申します。よろしく願いいたします。

それでは、会議に入りたいと存じますが、その前に本日の資料を確認させていただきます。

まず一つ目、本日の会議の次第とこちら、ホチキス留めのものが1点。表紙が「朝霞市障害者自立支援協議会委員名簿」と書かれたもので、2枚目以降に関しましては、各専門部会の委員名簿(案)。医療的ケア児部会、地域生活支援拠点部会、権利擁護部会、精神包括ケア部会の委員名簿案がついております。その後、「朝霞市障害者自立支援協議会条例」、その後ろに「朝霞市障害者自立支援協議会専門部会運営要綱」が入っているもの。

また、「資料1」と書かれたホチキス留めのもの。「第6期障害福祉計画進行管理シート」というものが1点。ホチキス留めのもので、資料2-1、「障害者自立支援協議会について」というものが1点。資料2-2、「令和3年度朝霞市障害者自立支援協議会専門部会の報告」というものが1点、資料2-3、「障害者自立支援協議会の課題等」と書かれたものが1点。資料3、こちらもホチキス留めのもので、「朝霞市地域生活支援拠点等事業について」というものが1点になります。続きまして、資料4「R4年度 朝霞市障害者自立支援協議会スケジュール(案)」というものが1点。本日追加で配付させていただきました、資料3-2「朝霞市地域生活支援拠点等事業所一覧」というものが1点。

こちら、参考で置かせていただきました「第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画」というこちらの冊子が1点。こちらに関しましては、新しく委員になられた方につきましてはお持ち帰りいただければと思いますので、お願いいたします。

こちらで資料は以上となりますが、不足等がございますでしょうか。

資料がよろしければ、早速会議に入ります。

なお、委員の皆様にお願いがございます。会議録作成の都合上、御発言の際には、挙手の上、お名前を名のってから、できるだけ大きな声で御発言いただきますよう、お願いいたします。

◎2 議題 (1) 部会長、副部会長の選出について

○事務局・山内主事

では、議題(1)「会長、副会長の選出について」に入ります。

なお、会長、副会長が決まるまでの間、福祉部次長の濱が会議の進行をいたします。

それでは、濱次長、お願いいたします。

○事務局・濱福祉部次長兼障害福祉課長

それでは、会長、副会長選出までの間、私が仮の議長を務めさせていただきますので、よろしく
お願いいたします。

会長及び副会長の選出に入ります。お手元の朝霞市障害者自立支援協議会条例を御覧ください。

第5条第1項におきまして、会長及び副会長は委員の互選と規定されております。

まず、会長の選出から行います。

どなたか自薦あるいは他薦をいただけませんかでしょうか。

中村(敏)委員。

○中村(敏)委員

これまで長い間、当協議会の会長をお務めいただき、学識経験も豊富でいらっしゃいますので、
是枝委員が適任であると思いますが、いかがでしょうか。

○事務局・濱福祉部次長兼障害福祉課長

今、会長に是枝委員との推薦がありましたが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし、の声)

○事務局・濱福祉部次長兼障害福祉課長

ありがとうございました。是枝委員に会長をお願いしたいと存じます。

続きまして、副会長の選出を行います。

どなたか自薦あるいは他薦をいただけませんかでしょうか。

○是枝会長

よろしいでしょうか。

ただいま、会長に推薦していただきましたけれども、もし、差し支えなければ、私の方から副会長に栗山委員を推薦させていただきたいと思います。

栗山委員は、司法書士として御活躍をされております。また、人権問題にも豊富な経験がお有りですので、当協議会の副会長をお願いしたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

○事務局・濱福祉部次長兼障害福祉課長

ただいま、副会長に栗山委員との推薦がありましたが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし、の声)

ありがとうございました。栗山委員に副会長をお願いしたいと存じます。

それでは、会長、副会長が決まりましたので、これからの議事進行につきましては、是枝会長にお願いいたしまして、仮の議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。

○事務局・山内主事

それでは、会長、副会長、お席の移動をお願いいたします。

では、会長、副会長から、ごあいさつをいただきたいと存じます。

○是枝会長

改めまして、東洋大学の是枝と申します。

自立支援協議会、やはり回数が限られているという、そういう問題とか課題もあるかと思うんですけども、できるだけ各方面からいろんな方たちに御参加をいただいておりますので、非常に貴重な時間だと思いますので、是非いろいろな御意見を出していただいて、また、朝霞市の障害福祉行政が上手く進めますように、建設的な御意見をいろいろいただければというふうに思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○栗山副会長

副会長の栗山です。よろしく申し上げます。

私、6年間、人権擁護委員としては35年やっております、埼玉県でも一番古い経歴ということになります。縁があつて埼玉県連の会長を6年間やらせていただいて、これは内規で決まっております、6年やりますと、もうやりたくてもできないということで、ちょうど6月の総会で任期満了で会長職を修了しました。

ただ、司法書士としては、人権擁護委員としてはまだ来年3月まではありまして、特に、私は司法書士として、先ほども申し上げましたように、今年で51年になるんですね。最近は、いろんな相続絡みとか成年後見とか、そういう形で非常に関心が高まっております。そういった経験を踏ま

えてですね、会長の少しでもお役に立てればということで皆さんの御理解をいただきまして御推薦いただきましたので、できる限り一生懸命やらせていただきたいと思います。今後ともよろしく御指導、御理解のほどよろしく願いいたします。

◎2 議題 (2) 専門部会委員の指名について

(4) 朝霞市障害者自立支援協議会専門部会について

○是枝会長

それでは、議題(1)の「会長、副会長の選出について」が終わりましたので、議題(2)「専門部会委員の指名について」及び関連のある議題(4)「朝霞市障害者自立支援協議会専門部会について」、続けて事務局の方から説明をお願いしてもよろしいでしょうか。

○事務局・佐甲主幹

では、佐甲から説明させていただきます。座ったままで失礼いたします。

まず、お手元にお出しいただきたい資料は、各専門部会の委員名簿(案)というホチキス留めのもと、資料2-1「障害者自立支援協議会について」、資料2-2「令和3年度朝霞市障害者自立支援協議会専門部会の報告」、資料2-3「令和4年度障害者自立支援協議会の課題等」をお手元にお出しいただければと思います。

会長が部会員の指名をする前にはなるんですけども、今回の任期から専門部会の運営等について、事務局から提案もありますので、説明をさせていただきたいと思います。

まずは、今回から委員をお願いした方もいらっしゃるんですけども、前回の任期から継続されていた方につきましては、去年の協議会でもお話してきましたように、今年度の委員任期の切替えのタイミングに合わせて、新たな専門部会として「精神包括ケア部会」を設置することにいたしました。市の障害福祉計画では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進することとしておりますので、精神障害がある方が地域で自分らしい暮らしが実現するよう協議を重ねていきたいと思っています。

前回までは部会が三つでしたけれども、今回から部会が四つになるということで御承知おきいただければと思います。

資料2-1のこちらにつきましては、障害者自立支援協議会って一体どういうものというのを、すごく簡単なんですけれども、関連する障害者プラン推進委員会などとの関係も合わせてイメージしたものが資料になっています。ここを今日は細かく説明をするということはなかなか難しいんですけども、こういったふうに、この委員会だけじゃなくて障害者プランの推進委員会というものあって、朝霞市の障害福祉が推進されているというのを少し眺めていただければいいかなと思います。

したので、今回、委員の皆様の切替えのタイミングですので、改めてお渡しいたしました。参考までに御覧ください。

それからちょっと飛びます。資料2-3を御覧ください。

横長のA4のものなんですけれども、ここの本会議と医療的ケア児部会のところを見ていただければと思うんですけれども、ここで一点、事務局からの提案をさせていただきたいと思っています。

最近では、多分皆様もいろんなお仕事の中で感じていらっしゃるかと思うんですが、障害児、子供の児童発達支援とか、放課後等デイサービスとか、いわゆる障害がある方、疑われる方が利用できると福祉サービスが急増しているという状況なんです。様々な関連部署にまたがるような協議案件も多くて、中には現場レベルでこれは一体何なんだろうという混乱も起きているのではないかと、いうふうにも、私達も感じているところもあるので、そういった背景から、現在、医療的ケア児部会として今まで2年間、いろいろ協議をしてきたんですけれども、そこを「こども部会」ということに変更して、障害児全ての施策が検討できる場に再構築したいというふうに考えております。

このことにつきましては、現時点ではあくまで事務局案ですので、皆様の御意見を頂きたいと思っています。後ほどお諮りいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

それから、この資料2-3につきましては、各専門部会について令和2年度及び令和3年度の議題のほか、今年度の課題と思われる点について、すごく簡単なんですけれども表にしています。

例えば今、医療的ケア児部会を「こども部会」に変えたいというお話もしたんですけれども、そのほか、私たちもやはり課題だなと思っていることは、相談支援体制の充実も図っていくことが必要だなと思っています。特に地域生活支援拠点部会のところでは、「基幹相談支援センター設置に向けた協議」というのが書いてあるんですけれども、その協議もやはり具体的に始めていかなければいけないと、これについては、相談支援事業者の連絡会もありますので、そういったところとも連携をすることとか、あと今考えているのは、埼玉県のアドバイザー派遣という事業があるんです。そういったものも活用しながら、朝霞市としてどうやって、どういう形で相談支援体制を充実していくかというの、強化をしていきたいというふうに考えています。

こんなふうに、この部分はあくまで事務局サイドで、こういったことが課題かなというふうに感じているものを書き出したもので、昨年度までの部会の委員の皆様にお諮りしたわけではないので。ただ、これからそれぞれの部会が動き出していきますので参考にしていただきながら、部会委員の皆さんと協議を重ねていけたらいいかなというふうに思っています。

資料が前後していますけれども、資料2-2というのを出示してください。

こちらにつきましては、昨年度まで専門部会が3部会ありましたので、それぞれの部会の報告を

まとめたものになります。御自分が担当されていない部会というのもお有りかと思しますので、簡単には書いてあるんですけども、それぞれの専門部会でどんなことが話し合われたかということについても、後でも結構ですので御覧いただければと思います。

事務局からは、以上になります。よろしく願いいたします。

○是枝会長

ありがとうございました。

ただいま、御説明がありました。まず、「医療的ケア児部会」を「こども部会」に名称の変更をしたいという事務局の案が提示されていますけれども、これについていかがでしょうか。もし、委員の皆様の方から御質問とか御意見がありましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

○本橋委員

つばさ会の本橋です。

「こども部会」に名称を変更したいというふうに、事務局からの御提案ということなんですけども、こども部会、障害児部会ということになると障害児全体の、朝霞市に暮らしている障害児の方全体をどうするか、どういうサポートとなるかっていうことを多分中心に考えていくということ、今まであんまりなかったの、その辺に手を差し伸べるという視点はすごくいいなというふうに思うんですけども。

その結果、医療的ケアが本当に必要な子供たちが埋没しちゃうんじゃないかというような、障害児全体の中で医療的ケア児についての、だから、特別やっぱりその辺の支援体制というのはまた別に必要なかなとは思ってるんですけども、その辺の、全体の中の子供の支援のケアの中の一部、医療的ケア児について埋没しないような、部会の中でも何か係を決めるとかっていうところの医療的ケア児を他の障害児とはまた別な、特別な支援がもし必要ならば、その辺の配慮するのは、今後何か考えていらっしゃるのかどうかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○是枝会長

事務局。

○事務局・佐甲主幹

事務局佐甲から。

今、本橋委員がおっしゃっていただいたことが、私たちもいいんだろうかと、こういう形の提案がいいんだろうかと悩むところではあります。ただ、部会をいっぱい、課題ごとに作っていくというのは、現実的に難しいだろうという背景もあるんですけども、こども部会という、対象者を広げてしまって、今までの特別な課題がたくさんあるような医療的ケア児が、置いていかれないよう

にということ事務局でも、そこは議題の設定の仕方とか中身の協議の仕方とかその工夫によって、やはりそこはそこで、特化して見ないといけないところだよねというのは考えていこうと思っています。

あとは、対象者を広げてしまったときに起きてくる問題というのものもあるかなと思いますので、その辺は、部会員の皆さんと協議を重ねながら、どういう形で部会を進めていくのがいいのかなというの、事務局からの提案も今後させていただきたいつもりではあるんですけども、実際の現場を抱えていらっしゃる皆さんの声も大事に、その辺の御心配なく協議ができるようにというのは考えていきたいと思っています。

答えにあまりならないですけども、御意見ありがとうございます。

○是枝会長

では、どうぞ。

○中田委員

中田です。

ちょっと御配慮いただけるということで、とても有り難く思っています。

医療的ケア児に関しての協議の場を設けるという前提があるというのが、基本としてはあると思いますので。ただその中で、子供特有でほかの例えば医療的ケアがない障害児とかでも共通課題があったりするとかいう、ちょっとグレーなところが割とあると思っていて、そういう課題に対して話し合い、検討を進めていくという場合には、その対象範囲を広げる。基本、主軸としては、ちょっと医療的ケア児のところを置いておいていただけると、私としては有り難いかなと思っております。

○是枝会長

ほか、いかがでしょう。

よろしいでしょうか。

今、二人の委員の方からも御提案がありましたように、名称の方は「こども部会」という形にさせていただきます。ただ、その中でもやはり共通課題もあるでしょうし、医療的ケア児のお子さんたちには結構、やっぱり数は少ないかもしれないけど、そこもやっぱり大事にするという必要性がすごくあると思いますので、そこも考慮しながら御検討いただくという形で進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、専門部会運営要綱第3条に基づきまして、こちら提出されている四つの専門部会の構成員を会長の方から指名させていただきたいと思います。なお、名簿の「医療的ケア児部会」は、「こども部会」に修正を皆様の方でお願いできればと思います。どうぞよろしく願いいたします。

す。

今後のそれぞれの部会につきましては、事務局が召集しますので、そこで、専門部会運営要綱第5条第2項に基づきまして、それぞれ部会長、副部会長を決めていただくという形になります。

部会は、部会長を中心に部会員の皆様が主体となって、事務局と一緒に進めていただきたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎2 議題 (3) 第5次朝霞市障害者プラン及び第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画の進捗状況の報告

○是枝会長

それでは、次の議題に入ります。

議題(3)「第5次朝霞市障害者プラン及び第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画の進捗状況の報告」について、こちらも事務局の方から御説明をお願いします。

○事務局・渡邊係長

事務局、渡邊から説明させていただきます。座ったままで失礼いたします。

それでは、議題3「第5次朝霞市障害者プラン及び第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画の進捗状況の報告」をさせていただきます。

ここでは、資料1を御覧いただければと思います。

こちらの資料なんです、令和3年度からの第6期朝霞市障害福祉計画における進行管理シートとなっております、それぞれ障害福祉サービスの種類ごとの見込みの人数・時間に対して、その実績がどうだったかという記載方法になっております。ここで全ての説明は省略させていただきますので、皆様で確認してもらえればと思いますが、幾つか、令和3年度の状況について特徴的な部分を報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

まずは、1ページ、「訪問系サービス」になります。

この中で令和3年度に利用者数が増加となったものは、居宅介護と同行援護になっています。特に居宅介護は、見込み時間数に対しておよそ200時間近く上回っているような状況です。前年度比実績でも134時間増加していることから、利用の時間自体が伸びているものと考えられます。

また、「重度訪問介護」ですが、利用者数は前年度と変わらない状況です。利用時間は減少しているものの、見込みに比べて大幅に上回る実績となっております。

また、「同行援護」ですが、利用者数は微増という形で、利用時間も増加している状況です。

そのほかの部分は、確認していただければと思います。

次に、2 ページ、「日中活動系サービス」になります。

こちらは、生活介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続A型・B型を含めた内容となっております。まず、「生活介護」ですが、月平均の人数が185人に対して、利用日数が3,746日となっております。これを一人当たりで換算すると月平均約20.2日の利用となっております。令和2年度に比べても利用自体が増加している状況が考えられます。

次は「生活訓練」ですが、利用者数及び利用日数ともに令和2年度までは増加していたものの、令和3年度は減少している状況となっております。

次の「就労移行支援」ですが、利用者数及び利用日数ともに増加している状況がありまして、こちら恐らく新型コロナの影響で、リモートワークなどの在宅支援等も可能になっていることもあって、それを利用者がうまく活用したことで少し増加しているのではないかと考えられます。

次の「就労継続支援A型」は、利用者数及び利用日数ともに減少している状況で、逆に「就労継続支援B型」は利用者数が継続的に増えているという状況です。

続いて3 ページになります。こちらが日中活動系サービスになりまして、まず「療養介護」ですがすみません、こちらは一つ訂正がございまして、令和3年度から令和5年度の利用者数見込みが全て「1」となっておりますが、正しくは令和3年度が「16」、令和4年度が「17」、令和5年度が「18」となりますので訂正の方をお願いします。利用者数に関しては、ほとんど変化がないような状況となっております。

次に「短期入所」ですが、まず福祉型の利用実績は、令和3年度が18人と令和2年度に比べて少し増えておりますが、利用日数は平成30年度から年々少し減っているため、コロナの影響もあって、やはり施設側の受入れも利用制限等が掛かっていて厳しくなっていたりと、なかなか利用自体も難しい状況があるものと考えられますので、少し減少しているのかなというふうに考えられます。

次に4 ページに進んでいただいて居住系サービスですが、「共同生活援助（グループホーム）」は、県内でも施設数が増えている影響もあると思うのですが、年々利用者数自体が増えている状況が伺えます。

続いて5 ページは相談支援となっております。計画相談支援は、障害福祉サービス全体の利用自体が増えているという状況もありまして、計画相談支援の利用も年々利用者数が増え続けているという状況になっています。

また、「地域定着支援」は利用者数が少しずつ増えてきていて、利用が進んでいるのかなという状況も少し伺えます。

次に6 ページは「障害のある児童への支援」ですが、やはり、朝霞市の特徴的な部分がこちらに

なるのかなと考えられます。まず「①児童発達支援」と「③放課後等デイサービス」の部分が、利用者数及び利用日数ともに年々増え続けているというような状況です。次に「④保育所等訪問支援」ですが、こちらは平成30年度から実施しているもので、開始当初はなかなか利用自体も少なかったんですけども、令和2年度、令和3年度と徐々に利用者数も利用日数も増えてきておりまして、このサービスの内容が少しずつ浸透してきたことから利用が少し増えているものと考えられます。

また、「障害児相談支援」につきましても、各種障害児サービスの利用者数の増加に伴いまして、やはり増えてきているような状況となっています。

計画における進捗管理については、障害者プラン推進委員会の方で定期的に行っていきませんが、毎年度この障害者自立支援協議会の方でもそれぞれの目標ですね、報告させていただきまして共有を図っていければと思いますので、この場で報告をさせていただきました。

簡単ではありますが、議題3の説明は以上となります。

○是枝会長

どうもありがとうございました。

ただいま、御説明のありました、資料1を中心に、委員の皆様から御質問等がございましたらお願いいたします。

どうぞ。

○中田委員

中田です。

多分、2年前にも同じ質問をしたと思うんですけど、6ページの障害児通所支援「②医療型児童発達支援」は、例えばみつばすみれ学園に朝霞市の医療的ケア児のお子さんが対応と実績としてカウントするんじゃないのかなと思っているのですが、数字がゼロになっているので、ここはどこを想定してどういう数字を書くべき場所なのかというのをちょっと教えていただきたいです。

○是枝会長

いかがでしょうか。

事務局からいいですか。お願いします。

○事務局・佐甲主幹

「医療型児童発達支援」というものについては、県内でそのサービスとして提供できる場所は、さいたま市の「ひまわり学園」と「さくら草」しかないんですね。確かみつばすみれ学園は福祉型の児童発達支援という枠になっているので、ただ、その枠の中でどこまで受けていただけるかというのは、恐らくその施設の人員配置とかの体制によるんだと思うんですが、あくまでここ

の、どのサービスが何件利用したかというのは、県に届出をしているサービスごとの枠の中での利用人数になるので、そうすると朝霞の方は、実際、現実的にさいたま市のひまわり学園とかに通っていらっしゃる方はいませんので、数値としてはゼロということになるかと思います。それで答えになっていますか。

○中田委員

そうすると、ここの表にはそのカテゴリーがない。どこか参照できるところってあるんですか。福祉型の。本当は市内別件ということになりますか。

○是枝会長

福祉型の児童発達通所支援をやっている中に、もしかしたら肢体不自由のお子さんとか医療的なケアを持っていらっしゃる方も多分利用している可能性はありますよね。多分、福祉型でも看護師を常駐させていたりということはあると思うので、そういう数がちょっともし分かればということですか。そんな感じですか。

○中田委員

どちらかという、こうやって一覧にされているときにこの数字が入っていないと、じゃあそういう子はいなくて利用する人もいないんだというふうに、ひょっとして読めてしまうのがちょっと変かなと思います。

○是枝会長

児童発達支援事業をやっている部署の方って今日いらっしゃいますか。
先生のところは、福祉型。

○中村（敏）委員

福祉型です。

○是枝会長

例えば医療的ケアとか重たい子じゃなくても、例えばちょっと車椅子の方とかが利用されている例とかってありますか。

○中村（敏）委員

医療的ケア児ってものすごく難しいというか、カテゴライズというか認定が難しいというか、ほとんどされないので、基本的に例えば欠損がある方でも、児童発達支援事業で名義させていただくとかという形になるので、看護師の配置もありますけど普通に児童発達支援でお預かりしています。

○是枝会長

そういう数みたいなのは、数的には多分福祉型なので一括という形にはなるとは思うんですけど

も、例えば医療的ケア児というか、ちょっと障害が重たかったりとか、導尿が必要だったりみたいなお子さんも、その住み分けみたいなものっていうのは、何かされていたりするんですか。特にそういうわけではない。

○中村（敏）委員

部屋を変えるとか。

○是枝会長

部屋を変えるっていうか、何人ぐらいそういう方がいるとか、看護師がちょっと関わる人がどのぐらいいるとか。そういう形ですか。ごめんなさい、ちょっと私。

○中村（敏）委員

分類の仕方ですか。

○是枝会長

福祉型の中でちょっとやっぱり看護師が付いて、医療的ケアまで行くかどうか分からないですけど、そういう方を何人ぐらい事業所で見ているかみたいなことというのは、数値として出せるものなんでしょうか。

○中村（敏）委員

いや、医療的ケア児ではないので、出せないです。医療的ケア児というカテゴリーがすごく狭いので出せないです。ないですということしか言えないです。

○是枝会長

例えば車椅子を使ってる人がどのぐらいいるとかっていうのは、出している。

○中村（敏）委員

多分、それも程度によるので。それを分類するのは難しいと思います。

○是枝会長

難しいですね。だから、こういう枠組みの中の数値としてはちょっとなかなか、福祉型の中で出すっていうのは、数値的には難しい。ただ、御意向としては、そういう子たちがちょっと埋没しちゃってるような表になっちゃっているんで、そこをちょっと。表の中にはちょっと入れ込みづらいかもしれないんですけども、実際そこでそういうお子さんたちも福祉型の中で対応しているというところが何か。

○中村（敏）委員

例えば経管栄養とか、そういったことであれば出せると思います。

○是枝会長

経管栄養がどのくらいとか。

○中村（敏）委員

とかいうことは、できると思いますけど。

○中田委員

例えばなんですけど、特記事項のところ、そういったお子さんが児童発達支援のところに含んでいるみたいな注意書きとかがあると、読みやすいかなと思いました。

○是枝会長

ちょっとなかなか数をどうこうと出していただくのは、結構御負担になってしまう可能性があると思うので、今、委員の御意見のような形で。実際にはその中に入り込んでいるという実情もあると思いますので、ちょっと一つの御意見として、そういう経管栄養等の医療的なケアの必要なお子さんに関しては、朝霞市に在住しているお子さんの場合は、医療型のところでは、ここの中のないから外に行くしかないんだけど、ここの中で受け入れている事例はあるという辺りを入れておくという形の御提案だとは思いますが。

いかがでしょうか。特に委員の皆様の方から御意見がなければ、中田委員の御意見に沿ってうまく工夫して、ちょっと備考辺りに入れたりしていただくというのも御検討いただければいいかなと。何かございますか。

○事務局・佐甲主幹

今の中田委員のおっしゃったように、人数ってどうやったら出るかなというのを思っていて。医療的ケアだけでなくいろいろな課題が出たときに、私たちも、例えば個別のAさん、Bさんって日々関わる中で、やっぱり一人いること、例えばその人が医療的ケア児でしたとなっても、どこかに残しておかないと、後で例えば人数って抽出できないじゃないですか。なので、それがシステムとして何かできないかなっていうのは、実はほかのことでも思っていることがあるので。まだ不明確なんですけど、例えば児童発達支援の事業者から報酬して上がってくるものの加算とか、個別サポート加算とか、医療的ケアのスコアというのもいろいろあるので、そのデータがどういう形で人数として吸い上げられるかなというのは、私たちの方でも研究というか確認をしてできるだけ、やっぱりボリュームも必要かなというふうには思いますので。あとは、こういう表の表し方にも、そこが入ってるよというところも、恐らく大事なことだと思うので、今頂いた御意見で少し私たちの方でも何ができるのかというのを持ち帰らせていただいて、検討してみたいと思います。ありがとうございます。

○是枝会長

また御検討いただければと思います。

ほかは、いかがでしょうか。委員の皆様の方から何か御質問等がもしございましたら。

よろしいでしょうか。

近年の傾向だと思うんですけど、児童系のところはかなり増えて、利用者も増えているということだと思いますので、御確認をいただければと思います。

◎2 議題 (5) 地域生活支援拠点事業について

○是枝会長

それでは、次の議題に入りたいと思います。

議題(5)「地域生活支援拠点事業について」、こちら事務局から説明をお願いします。

○事務局・渡邊係長

事務局渡邊から、引き続き説明させていただきます。座ったままで失礼いたします。

それでは、議題5「地域生活支援拠点等事業について」となりますが、こちら資料3を御用意いただければと思います。すこし説明等長くなりますが、お付き合いいただければと思います。

まず、こちらの地域生活支援拠点等事業ですが、2ページをお願いいたします。

令和3年度までは、朝霞市における体制は未整備となっていたものですが、朝霞市第6期障害者福祉計画において、地域生活支援拠点等が有する機能の充実を図ることを成果目標として掲げておりまして、このたび令和4年4月1日から事業を開始したところでございます。

ここからは、その事業概要等について順を追って説明していきたいと思います。

次が、2ページの下の部分のスライドになります。

「背景①」を見ていただきまして、まず「地域生活支援拠点等のはじまり」ですが、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が、少し古いのですが平成24年6月に成立し、その付帯決議の中で、「障害者の高齢化・重度化や『親亡き後』も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住支援の在り方について、早急に検討を行うこと」とされていまして、国の基本指針としても、平成25年10月に「地域生活支援拠点等」の整備についての指針が示されているという背景がございます。

そして、次の3ページ、「背景②」の部分ですが、「障害者の地域移行」、「障害者の重度化・高齢化」、「親亡き後の支援」を見据えて、「障害者が安心して地域で生活できる環境の整備」が必要とされてきております。

では、この事業の目的は一体何なのかというところですが、二つ目的がありまして、まず一つ目が、緊急時に迅速かつ確実な相談支援を実施したり、短期入所等を活用することで、地域における生活の安心感を担保する機能を備えることがまず目的としてございます。二つ目が、体験の機会の

提供を通じて、施設や親元からグループホームや一人暮らし等へ生活の場を移行しやすくし、障害者等の地域での生活を支援すること。この二つが目的となっております。

次に3ページ下の部分のスライドですが、拠点等に関して、国が示している機能というのは一体どういうものがあるのかという部分なのですが、五つの機能がありまして、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の五つとなっております。

例えば、「相談」のところを見ていただくと、基幹相談支援センターや委託相談、特定相談とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置したり、相談その他必要な支援を行うというふうになっております。

次の「緊急時の受け入れ・対応」では、短期入所を活用した常時の緊急受け入れ態勢を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能を備えるものというふうになっております。

それぞれの説明はちょっと省略させていただきますので、ここは見ておいていただければと思います。

次に4ページ行っていただいて、こちら上の部分ですね。先ほどの五つの内容に対するそれぞれ必要な機能が具体的に記載されております。

また少しだけ見ていくと、例えば、「相談」であれば、「コーディネーターの配置」や「常時の連絡体制の構築」が必要な機能となり、また、「緊急時の受け入れ・対応」の部分では、「医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能」が必要になります。また、「体験の機会・場」を見ていただくと、「地域移行支援や親元からの自立等に当たってのグループホーム等の利用」というものが必要な機能というふうになっております。

次に4ページの下の部分を見ていただきまして、拠点等の整備方法としてどのような方法があるのかという部分になるのですが、国が示している地域生活支援拠点等の整備方法としては、「多機能拠点整備型」と「面的整備型」の二つがございます。

まず、「多機能拠点整備型」ですが、居住支援のための機能を一つに集約しまして、地域の障害者を支援するもの。「面的整備型」が、地域において、居住支援のための機能を持つ事業所がそれぞれ連携しまして、地域の障害者を支援するものとなっております。

朝霞市は、二つ目の「面的整備型」で整備を行っているような状況でございます。

続いて5ページ、地域生活支援拠点等の整備についての今までの形のイメージ図になりますが、こちらは、このようなイメージで整備をしているということで確認していただければと思いますので省略いたします。

続いて、下の部分ですが、こちらも朝霞市の障害者を取り巻く現状として、障害者数の推移という形で載せております。傾向として、やはり障害者数は年々増加傾向にあるということで確認しておいていただければと思います。

続いて6ページになります。朝霞市としての地域生活支援拠点等の整備に関する考え方についてですが、まず、平成29年度に自立支援協議会の中で「地域生活支援拠点部会」を設置しまして、協議を実施してきているというところになります。国の成果目標として、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しまして、機能の充実のために、年1回以上運用状況の検証及び検討を行うこととなっております。それに対して市の考え方としては、地域で複数の機関がそれぞれの機能を担う面的整備型を目指すこととしておりまして、拠点等の整備を第4期の障害福祉計画のときから目標としておりました。

朝霞市では、相談機能の中核を担う「基幹相談支援センター」の設置に関しては現在未定になるのですが、先ほど説明した「相談」以下五つの機能は整いつつあるという状況からですね、事業に関する要綱を市として定めまして、この4月1日から事業を開始したというところでございます。

では、その対象者は一体どういった方になるのかという部分は下のスライドを見ていただいて、まず、障害者手帳を持っているけれども、仕事等で自立して生活している人であるとか、障害福祉サービスを利用して、相談支援事業所等とつながりがある人や、また、障害者手帳は持っているけれども、どこにもつながりがなく、障害福祉サービス等の利用もしていない人を対象として、障害者の重度化・高齢化や、「親亡き後」への対応を目指していくというような形になります。

次に7ページ、拠点等に関する朝霞市の現状をこのページでまとめているところになりますが、それぞれ五つの機能に対して現状及び課題等を記載しております。

少し見ていくと、例えば、「相談」の部分では、市の方ではケースワーカーがいて、それぞれ支援の対応をしていたり、相談支援事業所がこれだけの数ありますよという現状がある一方で、やはり先ほど話した基幹相談がないという課題が挙げられたり、「緊急時の受け入れ・対応」の部分では、短期入所に対応できる施設が幾つかある一方で、24時間365日対応可能なグループホーム等がないという課題が挙げられる等が記載しておりますので、ほかの部分については、すみません、それぞれで見ていただければと思いますので、以下は省略させていただきます。

簡単ではありますが、ここまでの地域生活支援拠点等の事業の概要や現状等となっております、次の8ページからはですね、実際に事業を開始するに当たっての各事業所が行う登録等に関する具体的な手続になりますので、ここからは細かい部分は省略はさせていただくのですが、簡単にどういった形になるかを説明させていただくと、まずは、事業開始に当たって、先ほど説明した五つの機能のうち、各事業所がどういう機能を担うかというのを事業所としてその機能を担うという

旨を運営規定に追加していただきまして、その運営規定を指定権者である県や市の方に届出をしてもらいます。その後、市の方に登録申請をしていただき、実際に事業を実施してもらう形となります。そして、事業を進めるに当たっては、内容に応じて該当する加算がある場合は、請求をしていただき報酬を支払うという形の流れになります。

その加算についてですが、次の9ページ以降に、それぞれ細かい加算の種類であるとか請求の流れを記載しておりますが、具体的な部分については、各事業所が実際に行う内容となりますので、ここでは確認しておいていただければと思いますので省略させていただきます。

そして、次に本日お配りした資料3-2ですね。A4横の「朝霞市地域生活支援拠点等事業所一覧」というものを御覧いただき、こちらが実際令和4年4月1日現在の地域生活支援拠点等事業所の一覧になりまして、現在は、五つの事業所に実際登録をしていただいております。各事業所が担う機能については、右側に「担う機能」ということで①から⑤まであります。こちらの今日お配りしている資料ですね。

それぞれの機能を担っていただいております。右側の部分で①から⑤で、「相談」から「地域の体制づくり」という形で、現状では各事業所それぞれ二つずつ、例えばひまわり工房で行くと「体験の機会・場」と「専門的人材の確保・養成」という機能を担っていただいている状況でございます。

こちらを見ていただくと、ただ、②の「緊急時の受け入れ・対応」という機能に関しては、現在担っていただいている事業所がない状況にはなっておりますので、できればどこかの事業所に手を挙げていただければというふうに考えております。また引き続き、各事業所の方には声掛けを行うなど事業についての案内をしていきたいと思っております。4月1日に始める前に、こちら2月、3月の時点で各事業所の方にも資料等をお配りして、それぞれお声掛けをして、今回手を挙げていただいたのがこの5か所という形になっておりますので、今後、随時登録が増えるように声掛けを行いまして、また、こちらの一覧に関してはその都度更新していくような形で、ホームページ等にも載せておりますので、今後も周知をしていければと考えております。

また、最後に、こちらの地域生活支援拠点等事業については、まだ令和4年4月1日から開始したばかりでございまして、運用初年度ということもあります。また、今後運用していく中で、それぞれの課題や改善点、事業所ももう少し増やしていく必要がありますし、また、実際事業をやって、その評価についても年1回しっかり行うものとなっておりますので、こちらに関しては、地域生活支援拠点部会をしっかりと活用させていただいて議論を進めつつ、また、より良い形で事業が行えるようにできればと考えております。

少し長くなりましたが、説明の方は以上となります。よろしく申し上げます。

○是枝会長

どうもありがとうございました。

ただいま説明がありました内容について、委員の皆様の方から御質問とか御意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○栗山副部長

ちょっとよろしいですか。質問というほどじゃないんですけども。

これ一番最初、「はじめに」ということで始まってんですけど、2ページですね。それぞれ、国が示している、うんぬん説明、「国が示している」というタイトルがあるわけですね。

それで、じゃあ朝霞市ではこういうふう考えていくと。その辺の、国のいわゆる概要説明というものについて、例えば市町村が、これに従って実行しているかどうか、それについて、国と市町村との情報交換というか、その辺の関係というのはどういう関係なんですかね。

要するに、国のもともとの概要説明というのがあるわけですよ。それを朝霞市として、人権擁護の場合もそうなんですけども、非常に国の考え方と県あるいは市町村というのは、やっぱり地域差によってすごくバラバラなんです。ですから、それぞれの市の特徴というのがあるわけですが、その辺の、例えば朝霞市はこうやっていくんだというような、例えば検証したとか、こういうものを作ったとかっていうことに対して、国に対する報告とかそういうものは特になんてですかね。

○是枝会長

事務局、いかがでしょうか。

○事務局・佐甲主幹

では佐甲から。

こういう機能をこういうふうにやりましょうというのが、国としてこう作ったというのがまずあって、その次にそれを踏襲する形で埼玉県が間に入ってくるんですね。ですので、例えば地域生活支援拠点、朝霞市はいつ始めましたとか、隣の市は始めてます、始めてませんとかってというのが、年に1回照会が掛かって、県に私たちは報告をするということになるので、そこから先は恐らくですけれども、都道府県単位で国に回答しているんじゃないかなとは思いますが。

あと、独自のということの考え方にはなるのかなと思うんですけども、最初この話が出たときって、今説明したように大分前なんです。平成24年とか25年とかで、その頃って私たちもそうだったんですけども、全部の機能がそろっていないとできないんじゃないか。手も挙げられないんじゃないかというふうに思っていたんです。ところが、三、四年ぐらい前に県の方が研修会を開いてくださって、全部の機能がそろってなくても手を挙げていいですよというのを公式におっしゃっていただいたんです。そこから埼玉県内でどんどん手が挙がる場所が増えていったということ

になるので、そこが、国が五つの機能をそろえましょうというのを、埼玉県レベルで全部そろえようといったら、なかなか手が挙がらないじゃない。じゃあ、できるところからいいですよっていうふうに解釈をさせていただいて、今、大分いろんな市町村が手が挙がりやすくなってきたという実情があるので。

国が言うことを目指しはするんですけども、私達は一番、直近とか近いところだと、埼玉県の方針とかいろいろ数値とか、そういったものを参考にして御意見も伺って仕組みを作っていくと。そんな感じのイメージにしています。お答えになっていますか。

○栗山副部長

なるほどね。そうすると国の対応としては、各基本的な国の要綱みたいなものがあるって、それについては各市町村にお任せすると。いろいろ独自でやって結構ですというような形で、それについての例えば報告書を求めるとか、そういうことは一切ないということですね。

○事務局・佐甲主幹

そうです。

○栗山副部長

県を通じてやるとか。その辺はどうなんですかね。

○事務局・渡邊係長

報告、市の現状という形での報告は、その調査に関して上げるということはあるのですが、実際のどういう事業をやっているとか細かい部分の報告まではまだ未定というか。そういうのは、なかったと思います。

○栗山副部長

なるほどね。それぞれ本当に市町村によって、全然地域差があるんですよ、どんなことでも。国というのは、本当に全部一つ一つのことを考えながら指針みたいなものというのは、できないわけです。だから、それは基本として、朝霞市は朝霞市としてそれと矛盾しないような形で、朝霞市のそういった対策というものを、国としては基本的には尊重するという立場にいるということは、間違いないんですね。

分かりました。ありがとうございます。

○是枝会長

流れ的な内面のところの確認ということで、ありがとうございました。

ほか、委員の皆様の方からございますでしょうか。

どうぞ。

○齋藤（和）委員

キラキラの齋藤です。

資料資料3-2のところで質問になるんですけども、キラキラもこちらの「相談」の方で地域生活支援拠点の事業所として登録をさせていただいてるんですけど、さいゆうのところは「特定相談支援」となっておりまして、キラキラと多分同じ内容だと思うのですが、キラキラの方は「計画相談支援」となっておりまして、ここに何か内容に違いはございますか。

○是枝会長

事務局の方で、よろしいでしょうか。お願いします。

○事務局・渡邊係長

基本的にはこれは同じになりますが、提出していただいた書類の中で書いていただいたものでここに載せているという部分はありますので、確認を改めてさせていただきます。基本的には一緒だと思います。

○是枝会長

では、中村（敏）委員。

○中村（敏）委員

SHUHARIの中村です。

この同じ資料3-2の「担う機能」の2番がゼロというところで、ちょっといろいろ緊急時の受け入れ対応について見ていたんですけども、実際どのような事業所が賄うものなのかが分からなくて、ちょっと質問をしたいと思います。

○是枝会長

現在は、まだ受け入れるというところでは入ってないんですけども、想定としてどういうところという形に、手を挙げていただくと有り難いなというところがもしございましたら。

事務局の方、お願いします。

○事務局・渡邊係長

資料の7ページを見ていただけるといいのかなと思いますが、実際現状と課題というのが「緊急時の受け入れ・対応」とあり、現在、今日いっちゃっていないのですが、緊急時の短期入所としてグループホームつぐみがあります。実際、ショートステイであるとかそういった受け入れをしている施設に是非手を挙げていただければなというふうには考えておりまして、実際こういう受け入れ対応も、やはり今、既にやっている事業所ができるのではないかなというふうに考えているのですが、現状まだ手が挙がっていないというのが実情です。

○中村（敏）委員

障害児の中の一時避難というか、ちょっと親から離れなきゃなとかっていうところを担うところ
なんでしょうか。

○是枝会長

いかがでしょうか。

○事務局・渡邊係長

そうですね。その辺りも含めて担っていただければ、一番望ましい形かなと思います。あとは、
事業所が手を挙げる形でどういったところまで対応できるかということになるかと思います。

○中村（敏）委員

すごく気になって、いろんな問題があるので。難しいなと思っているんですが。

○是枝会長

是非手を挙げていただけるように、何かアピールというかPRしていただければと思います。

ほかは、いかがでしょうか。

どうぞ。

○中田委員

中田です。

今のお話に関連してなんですけれども、入所を要する事態というのは、例えば介護をしている側
の人が急病で病院へ行かないといけないとか、ちょっといろんなケースがあると思うんですけど、
全てが全てショートステイの宿泊を要するかどうかという、そういうわけでもないだろうと思っ
ていて、もうちょっとハードルを下げたりとかカテゴライズしていく必要があるのではないかと
思っています。

入所だけではなくて、例えば通所での受入れだったらできますよとか、多分基本的に受入れの側
の施設というのは、障害児・障害者という人たちを受け入れる想定で手を挙げてくださって
ことになると思うんですけど、ただ、家庭の中では、すみません、ちょっと世代的に子育て家庭を
想像してしまうのですが、緊急事態があるのが障害のある子供の方で、そうではない、特に幼児な
どではない一般の子供をどうにか置いていかないといけない。でも、それを見てくれる人がいない
といったときに、そういう健康な人を預かってくれるような場所が必要なこともあると思うので、
ちょっとそういったいろんなケースを想定した上で、通所なり入所なり。ちょっとそういったと
ころでどこまで対応ができるのかというのを検討していく必要があるのかなと思います。

○是枝会長

お願いします。

○事務局・佐甲主幹

今の御意見の補足になるんですけれども、この地域生活支援拠点等の事業の加算というふうに考えたときに、じゃあどういったことをすると加算対象になるのかということだと、さっき、泊まることは結構ハードルが高いですとおっしゃっていただいたのですが、短期入所で預かりは当然この機能としての加算になるんですけれども、ヘルパーとか居宅介護とか重度訪問介護とか、そういった日中に泊まりじゃなくて外部の人がサービスを提供するというのも、緊急時対応加算というのが制度上認められているので、恐らく何をもって緊急時かというところの、その方の様子によって使えるものが案外あるんですね。

確かこの表も、実際に市内の全部の事業所に、私たちはいっぱい手を挙げてほしいので、こういう加算がありますよというのと併せてお知らせしたんですね。その中にも一覧表を確か付けたと思いますので、それを自分たちのこととして思っていただけの事業所が増えていただいて、どんどん活用してもらえればいいかなと思うので。

そういった意味で、イメージするのは泊まりなんですけれども、そうじゃなくても機能として十分発揮してもらえるよというところの宣伝も、私たちはしていかないといけないかなというのも今の話で思いましたので、御意見頂いてありがとうございます。周知とか宣伝とかも力を入れていこうかなと思っています。ありがとうございます。

○是枝会長

じゃあ、また御意見等を反映していただいて、やっぱりいろんなところにそういう拠点がある方が、なる方たちとか御家族とかも利用されやすいかなというふうに思いますので、是非いろいろ。こんな加算があるので、そんなにハードルを上げないでお願いしますみたいな形でPRしていただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。

特によろしいですか。

それでは、このような形でまた進めて行っていただければと思っています。

ありがとうございました。

◎2 議題 (6) 今年後のスケジュールについて

○是枝会長

それでは、次の議題に入ります。

議題(6)「今年度のスケジュールについて」、事務局から説明をお願いします。

○事務局・堂ノ前主事補

事務局、堂ノ前から説明させていただきます。座ったままで失礼いたします。

資料4、横長の「R4年度 障害者自立支援協議会スケジュール（案）」を御覧ください。

場所の都合などありますので日程を既に決めてしまったものもあるのですが、御容赦いただきたいと思います。

まず、この表の見方ですが、大きく三つに分けていまして、一番上に今回の障害者自立支援協議会、本会議の日程が入っています。真ん中に専門部会の日程が入っており、一番下に特定相談支援事業所連絡会の日程が入っています。

まず、一番上の本会議ですが、今年度はこの本会議、1回を予定しております。

それから2番目の専門部会については、権利擁護部会は1回、地域生活支援拠点の部会が2回、それから子ども部会を2回、今年度から新設された精神包括ケア部会を2回予定しています。

次は地域生活支援拠点の部会が来週7月28日、8月中に精神包括ケア部会と子ども部会を1回ずつ、11月中に権利擁護部会を1回予定しています。また、1月と2月に子ども部会、地域生活支援拠点部会、精神包括ケア部会を各1回開催予定です。

一番下の特定相談支援事業所連絡会については、一部の委員を除き、皆さんに御出席していただくことはないかと思っておりますので御参考として載せております。

事務局からは、以上になります。

○是枝会長

ありがとうございます。

こちらは、スケジュール。まだ日程とかが確定していないところとかもございますけれども、一応部会委員の皆様、御予定をいただければというふうに思っております。御確認いただければと思います。

◎2 議題 (7) その他

○是枝会長

それでは、次の議題に入りたいと思います。

議題(7)「その他」になりますけれども、委員の皆様の方から何かアナウンスとか御紹介したいものとかがもしございましたら、お話しいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

特によろしいでしょうか。

それでは、事務局から何かございますでしょうか。

よろしいですか。

◎3 閉会

○是枝会長

それでは、御協力いただきましてありがとうございました。コロナ禍ということですので、ちょっと早めではありますけれども、これをもちまして、令和4年度第1回朝霞市障害者自立支援協議会を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。